

さいたま市男女共同参画推進センター  
「第6回パートナーシップさいたまフェスタ」  
公募による出展団体プログラム募集要項

さいたま市男女共同参画推進センターでは、「第6回パートナーシップさいたまフェスタ」の開催に伴い、公募による出展団体プログラムを募集します。



## 1 開催目的

広く市民に向けて、ジェンダー平等・男女共同参画の啓発を行う場、さいたま市と市民・団体等の有機的なネットワークを醸成する場として「第6回パートナーシップさいたまフェスタ」（以下「フェスタ」）を実施します。

## 2 開催期間

令和9年1月17日（日）～令和8年1月31日（日）

## 3 フェスタ開催方法

会場及びオンライン特設ホームページにて開催します。

開催期間中、男女共同参画推進センターを会場として出展団体によるプログラムを実施します。

また、開催期間中フェスタの特設ホームページを開設します。（特設ホームページは、フェスタ参加者に向けた限定公開とします。）

## 4 出展方法

以下のいずれか、もしくは両方を選択してください

- (1) 会場（男女共同参画推進センター）での出展
- (2) オンラインによる出展

## 5 募集する出展プログラムの内容

- (1) 会場（男女共同参画推進センター）での出展

講座、講演会、ワークショップ、映画上映会、発表会・報告会、パネル展示等の内容で、フェスタ開催期間中の、各出展団体が希望する任意の日に出展いただきます。

（出展日については、変更をお願いする場合があります。）

- (2) オンラインによる出展

開催期間中フェスタの特設ホームページを開設します。講座、講演会、ワークショップ、映画上映会、発表会・報告会、活動紹介等の内容で出展いただきます。（特設ホームページは、フェスタ参加者に向けた限定公開とします。）

実施形式は「Zoom」等のオンライン会議システムを使用したリアルタイムオンライン形式、「YouTube等」の動画配信サービス・動画データ等を使用したオンデマンド配信形式とします。

### (3) 会場・オンライン出展共通の事項について

個別の申し込みを必要とする企画を実施する場合は、実施経費に充てるための参加費を徴収することが可能です。（参加費の上限は1,000円です。支出を上回る収入となる参加費を設定することは出来ません。参加費の受領は出展団体にて行います。）

その他、出展形式の詳細については「募集要項別紙（出展形式について）」をご確認ください。

## 6 対象外となる事業

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、対象外とします。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (2) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類すること等私的な利益を目的とするもの
- (3) 団体への入会勧誘を目的としているもの
- (4) その他、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるもの

## 7 テーマ

出展内容については、男女共同参画推進の推進に寄与する、次のテーマに沿った企画としてください。

NO.	テーマ	内容例
1	人権尊重と男女共同参画の推進	①人権尊重・ジェンダー平等意識の啓発 ②人権尊重・ジェンダー平等の国際的規範・基準の周知
2	固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消	①固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消に向けた啓発 ②男性にとっての男女共同参画の推進 ③メディアにおける男女共同参画の推進
3	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ②あらゆる分野における女性の参画の拡大
4	仕事と家庭生活の両立の推進	①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ②多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実 ③男性の家庭生活・地域活動への参画の促進
5	働きやすい職場環境づくりと 働く場におけるジェンダー格差の解消	①働く場における男女の均等待遇の促進 ②女性の経済的自立に向けた取組の推進
6	だれもが安心して暮らせるまちづくり	①子ども・若者が安心して生活を送るための支援 ②ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境の整備 ③高齢者、障害者、性的マイノリティ（LGBTQ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ④性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり ⑤男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進
7	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進 ②DV被害者の安全確保と支援体制の充実 ③DV被害者の自立支援の充実 ④DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実

## 8 応募資格

男女共同参画の推進に資する事業を行っており、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 営利を目的としない団体であること
- (2) 提案事業実施に関し、組織的に対応できる体制を有すること
- (3) 参加費を徴収する講座を実施する場合は、講座を的確に実施できる知識等を有し、1年以上の講師経験を有する者を必要数確保できること
- (4) 個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱うことができること
- (5) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2項に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としない団体
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としない団体
- (8) 特定公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない団体
- (9) 各種法令に違反する行為を行っていないこと

## 9 出展の応募方法

### (1) 提出書類

「第6回パートナーシップさいたまフェスタ出展申請書（様式第1号）」（以下「出展申請書」という。） 1部

### (2) 提出先

さいたま市男女共同参画推進センター

〒330-0854

さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階

Eメール：[danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp](mailto:danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp)

※持参の場合

開館時間 9:00～21:00（平日）9:00～17:00（土・日・祝日）

第4日曜日は休館

### (3) 提出方法

郵送、持参またはEメール

### (4) 提出期限

令和8年8月31日（月）17:00 必着

### (5) その他

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出された書類は無断で開示しません。ただし、さいたま市情報公開条例（平

成13年さいたま市条例第17号)に基づき開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

## 10 事業の選定

- ・ 出展申請書等の書類審査により選定・決定します。
- ・ 書類審査の過程で、申し込み団体に対し、質問を行う場合があります。
- ・ 結果は、文書で通知します。
- ・ 選定後、「8 応募資格」に適さなくなった時及び当該団体又はその構成員が著しく社会的信用を損なう等により、市が共催するのにふさわしくないと認められたときは、選定を取り消す場合があります。
- ・ 事業開始後に不適切な行為があった場合も同様とします。

## 11 事業実施に関する事項

事業実施に向け、団体と調整を行います。その際、企画提案の変更を協議する場合があります。

## 12 事業実施報告

出展団体は、事業実施報告書(様式第3号)を作成し、終了後速やかに、さいたま市男女共同参画推進センターへ提出してください。

## 13 その他

さいたま市男女共同参画推進センター及び出展団体相互の交流と有機的なネットワークの構築を目的に、フェスタ開催に向けて交流の場を設ける予定です。(ZOOMにより開催予定)

## 14 問い合わせ先

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階  
さいたま市男女共同参画推進センター(パートナーシップさいたま)  
TEL: 048-642-8107  
FAX: 048-643-5801  
Eメール: danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp